

# 千葉商科大学同窓会支部規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、千葉商科大学同窓会（以下「本会」という。）会則第21条に基づき、支部の設置および運営に関する基本事項を定め、会員相互の親睦および母校の発展ならびに本会の目的達成に資することを目的とする。

### (支部の位置づけ)

第2条 支部は、本会の下部組織として設置され、本会の方針に則り活動するものとする。

### (支部の区域)

第3条 支部は、原則として都道府県単位に設置する。ただし、複数の都道府県を統合して広域支部とすることができます。

2 支部は下部組織として、地域単位の瑞穂会を設けることができる。

## 第2章 設立および承認

### (設立条件)

第4条 支部を設立しようとする場合は、次の条件を満たさなければならない。

1. 支部規則（案）を有していること。
2. 支部長その他の役員を定めていること。

### (設立手続)

第5条 支部設立を希望する場合は、次の書類を添えて本会会長に申請するものとする。

1. 支部設立申請書
2. 支部規則（案）
3. 支部役員名簿
4. 支部会員名簿

### (承認)

第6条 常任理事会において、事務局から提出された申請内容を審議承認する。

## 第3章 役員および運営

### (支部役員)

第7条 支部には、次の役員を置くことができる。

1. 支部長

2. 副支部長
3. 事務局長（または幹事長）
4. 会計
5. 会計幹事
6. その他必要に応じ役員・幹事長若干名

2 支部長以外の役職名については、各支部において決定するものとする。

(支部長)

- 第 8 条 支部長は支部を代表し、その運営を総括する。
- 2 支部長は原則として支部枠の理事候補とする。
  - 3 支部長は会長の招集に応じ、年 1 回の支部長定期会合に出席し、各支部間の連携および同窓会活動の充実に努める。

(ブロック会合)

- 第 9 条 都道府県支部を地域ブロックごとに分割し、地域に密着した同窓会活動の活性化および組織の拡充を図ることを目的として、ブロック会合を年 1 回開催する。
- 2 ブロックの区分は別表のとおりとする。
  - 3 ブロック会合の運営は、ブロック内の支部長または代表幹事が中心となり行う。

(支部総会)

- 第 10 条 支部は、少なくとも年 1 回、支部総会を開催し、活動報告および会計報告を行うものとする。

(会議)

- 第 11 条 支部は第 10 条に定める支部総会のほか、支部運営に際して必要な会議を行う。

(任期)

- 第 12 条 支部役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

## 第 4 章 会計

(会計年度)

- 第 13 条 支部の会計（事業）年度は、個別に定めることができる。

(経費)

- 第 14 条 支部の経費は、支部会費、寄付金、助成金、他の収入をもって充てる。

(助成)

- 第 15 条 本会は、財政の許す範囲において、支部活動に対し助成金を交付することができる。助成金の取り扱いは別に定める。

## 第 5 章 報告および支援体制

(報告)

第 16 条 支部は、毎年度の活動報告書および収支報告書を、総会終了後 2 ヵ月以内に本会事務局に提出するものとする。

2 支部総会の出席報告については、支部総会終了後 2 ヵ月以内に事務局に提出するものとする。

(名簿管理)

第 17 条 支部は、支部会員名簿を適正に管理し、役員の変更があった場合は速やかに本会事務局に報告する。

(事務局の補佐)

第 18 条 支部運営に際しては、同窓会会則第 23 条に定める事務局が、支部活動に関わる補佐および事務的支援を行うものとする。

## 第 6 章 付則

(改廃)

第 19 条 本規程の改廃は、常任理事会、理事会の審議を経て、総会において出席維持会員（委任出席も含む）の 3 分の 2 以上の賛成をもって可決する。

(施行期日)

第 20 条 本規程は、令和 7 年 11 月 3 日より施行する。